

# かわさき労働情報

2025

# 4

## Kawasaki Labor Information

No.2172

特集

### いわゆる「フリーランス新法」制定の背景とその内容 中小企業者等を融資で応援！

(令和7年度川崎市中小企業融資制度)

川崎市からのお知らせ【P.6～】

今月のトピックス【P.7～】

- 「ハローワーク特設サイト」を開設しました
- 動画版「これってあり？～まんがが知って役立つ労働法Q&A～」を作成しました
- 高齢者雇用安定法の改正について

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q&A【P.11】



労働情報は  
ぜひウェブからご覧ください！

川崎市ホームページ

かわさき労働情報

検索



# いわゆる「フリーランス新法」制定の背景とその内容

法政大学法学部教授 沼田 雅之

## 1. 拡大する「フリーランス」という働き方とその現状

### (1) 拡大する「フリーランス」

「フリーランス」という働き方が拡大しています。総務省統計局の調査（令和4年）によれば、本業がフリーランスとされている者は209万人と推計されています。なお、労働力調査によれば、「雇用者」（労働者）は6,041万人（令和4年平均）です。両者の数を合わせたうちの「フリーランス（本業）」の割合は3.4%ですから、就労形態の中心はいまでも雇用だといえるでしょう。それでも、「フリーランス」という働き方を選択している方の数は近年上昇しています。

### (2) 「フリーランス」の法的地位

「労働者」とは、典型的には企業に組織され企業の指揮命令の下で労務を提供する者のことを指します。そして、この「労働者」には、労働法や被用者保険（社会保険）などの有利な社会保障制度が適用され、一定の保護がなされています。これに対して、「フリーランス」は、個人請負就業者とも言われ、請負や委任等の契約形態で企業（個人）と契約し、相手方に対して労務を提供している者のことを指します。そして「フリーランス」は個人事業主として扱われており、労働法や有利な社会保障制度は原則として適用されていません。

### (3) 「フリーランス」という働き方が拡大している背景

「フリーランス」という働き方が拡大している背景の一つに、情報通信技術の発達があります。世界的に普及しているライドシェア、フードデリバリー、そして家事代行などは、インターネット上のデジタルプラットフォーム（アプリケーション）を通じてその労働力の取引がなされています。

### (4) 自由を希求する就労者

なぜ「フリーランス」といった働き方に「人」が引きつけられるのでしょうか。

「フリーランス」の多くは、時間や場所にとらわれない自由な働き方にその魅力を見いだしています。アンケート調査によれば、クラウドソーシングを通じた働き方を

選択する理由として、「自分の好きな時間にできるから」（68.7%）、「自宅等、自分の好きな場所でできるから」（62.4%）という回答が上位を占めます（浜村彰・石田眞・毛塚勝利編著『法政大学現代法研究所叢書四七クラウドワークの進展と社会法の近未来』労働開発研究会、令和3年）。

これらの就労者は、なぜ自由な働き方を希求するのでしょうか。それは、企業労働への忌避感が強いからなのだと思います。「雇用」の中心は「企業労働」です。この「企業労働」とは、ピラミッド型の企業組織の中で経営層から管理職を経て一般労働者に連綿と続く「命令の鎖」による明確な指揮命令を受ける関係です。つまり、働く場所や時間に関して一定の拘束を受けており、ハラスメントを究極とする煩わしい人間関係とも無縁ではありません。

すなわち、「フリーランス」の拡大は、その実、「企業労働」のあり方が問われているといえるでしょう。

## 2. 「フリーランス」を保護する必要性

こうした新しい働き方には課題もあります。とくにフードデリバリーなどでは顕著です。ウェブサイトやスマートフォンアプリを通じて取引される労働力の「労働条件」ともいえる仕事の依頼そのものや報酬額は、膨大なデータとアルゴリズム（問題解決のためのプログラム）を独占しているデジタルプラットフォームによって優位に決定されています。AIによって「最適化」された働き方は、アルゴリズムによって計算された机上のものであり、決して人間的意味での最適化がなされているわけではありません。結果として長時間労働を強いられている方も多いのです。

こういった実態を考慮すると、フードデリバリー等に従事している彼ら／彼女らは、利用しているプラットフォームの決定に一定程度拘束されていると評価すべきでしょう。雇用における「人による支配」が、ただ、「アルゴリズムによる支配」に変わっただけなのです。

「フリーランス」の一部は、雇用されている「労働者」と同様な働き方／働かされ方を強いられているにもかかわらず、保護がほとんどなされていないのです。



## <フリーランス新法の主な規制内容>

### 1. 「特定受託事業者」に係る取引の適正化

#### <規制内容>

##### 書面による取引条件の明示 (新法3条) (参考: 下請法3条)

- ・「業務委託事業者」が「特定受託事業者」に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならない。

##### 期日における報酬支払 (新法4条) (参考: 下請法2条の2)

- ・「特定業務委託者」は、「特定受託事業者」の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならない。

##### 継続的に発注する場合の規制 (新法5条) (参考: 下請法4条)

- ・「特定業務委託事業者」の「特定受託事業者」との業務委託(政令で定める期間=1か月以上のもの)に関し、①～⑤の行為をしてはならず、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。

- ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
- ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
- ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
- ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
- ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
- ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
- ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させることとする。

### 2. 「特定受託業務従事者」の就業環境の整備

#### <規制内容>

##### 募集情報の的確な表示 (新法12条)

- ・「特定業務委託事業者」は、広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならない。
- 職業安定法5条の4の規制に近い内容

##### 妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮 (新法13条)

- ・「特定業務委託事業者」は、特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならない。
- 育児介護休業法的規制

##### 業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等 (新法14条)

- ・「特定業務委託事業者」は、特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならない。
- ハラスメント規制

##### 解除等の予告 (新法16条)

- ・「特定業務委託事業者」は、継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。
- 労働基準法上の解雇予告制度(労働基準法20条)に近い規制

## 3. 「フリーランス新法」の内容

令和6年11月にいわゆる「フリーランス新法」が施行されました。正式には、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」といいます。この法律は、一部の「フリーランス」を保護することを目的としたものです。

具体的には、大企業による下請企業いじめを防止することを目的とした下請法(下請代金支払遅延等防止法)に準じた①「特定受託事業者」(フリーランス(個人・一人会社)の個人)に係る取引の適正化と、一部の労働法上の保護規定に準じた②「特定受託業務従事者」(フリーランス個人のこと)の就業環境の整備を主な内容とします。詳細は、上の表をご覧ください。「フリーランス新法」の内容は、決して十分なものではありません。とはいえ、「フリーランス」の保護のあり方を考える大きな一歩と評価できるでしょう。

なお、「フリーランス新法」の施行にともなって、すべての「フリーランス」が労災保険に特別加入(就労者が保険料を負担することで労災保険に特別に加入できる制度)することが認められるようになりました。

なお、「フリーランス新法」の施行にともなって、すべての「フリーランス」が労災保険に特別加入(就労者が保険料を負担することで労災保険に特別に加入できる制度)することが認められるようになりました。



## 令和7年度川崎市中小企業融資制度 中小企業者等を融資で応援！

川崎市では、中小企業者等に各種資金を長期・固定金利で融資する中小企業融資制度を設けています。中小企業融資制度は、川崎市が川崎市信用保証協会、取扱金融機関と協調して行っている融資制度です。中小企業融資制度の特徴は次の3点です。

- ①全制度で固定金利を利用可能
- ②返済期間を長期に設定
- ③川崎市が川崎市信用保証協会の信用保証料を補助して利用者の負担を軽減(一部制度を除く)

※利用には諸条件がありますのでお問い合わせください。

※融資のお申込みは取扱金融機関となります。

### SDGs・脱炭素化取組支援融資を創設！

川崎市では先進的なSDGsの取組や2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を促進するため、下の対象事業を行った事業者に対し、振興資金等(対象制度)の信用保証料を最大100%補助します！

#### 【対象制度】

振興資金(設備強化支援資金、短期継続資金、協調支援型特別資金を含む)、小規模事業資金(短期サポート・小口サポート・ミニを含む)、小口零細対応小規模事業資金

#### 【対象事業】

##### 1. SDGs対象事業(30%補助)

###### ・「かわさきSDGsゴールドパートナー」

申請方法：届出書及び認証書の写しを金融機関へご提出ください。

問合せ：川崎市総務企画局都市政策部 SDGs・国際連携推進担当 電話044-200-0374



##### 2. 脱炭素化対象事業(30%補助)

###### ・川崎市「脱炭素行動宣言」

申請方法：届出書及び認証書の写しを金融機関へご提出ください。

問合せ：川崎市環境局脱炭素戦略推進室 電話044-200-3871



###### ・「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト」

申請方法：届出書、認定証及び契約書の写しを金融機関へご提出ください。

問合せ：神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室 電話045-210-4090



##### 3. 脱炭素化対象事業(100%補助)

###### ・「川崎市脱炭素経営アクション推進事業者認定制度」

申請方法：届出書及び認定書の写しを金融機関へご提出ください。

問合せ：川崎市環境局脱炭素戦略推進室 電話044-200-0369



###### ・「事業活動脱炭素化取組計画書制度」

申請方法：届出書を金融機関へご提出ください。

問合せ：川崎市環境局脱炭素戦略推進室 電話044-200-2545

###### ・「川崎CNブランド」

申請方法：届出書及び認定証の写しを金融機関へご提出ください。

問合せ：川崎市環境局脱炭素戦略推進室 電話044-200-3872



川崎市 事業活動

検索

※「令和7年度川崎市中小企業融資制度一覧表」は次ページ(P5)をご覧ください。

#### 【問合せ】川崎市 経済労働局 経営支援部 金融課

川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5階  
電話 044-544-1846、1847 FAX 044-544-3263

川崎市 経済労働局 経営支援部 中小企業溝口事務所  
川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3階  
電話 044-812-1112、1113 FAX 044-812-2075



▲川崎市中小企業融資について  
(川崎市ウェブページ)

【令和7年度川崎市中小企業融資制度 一覧表】

制度名		融資限度額	融 資 利 率	信用保証料率	資金使途・期間
振 興 資 金 ★	中小企業者2億円 協同組合等4億円	(短期) 1年以内 年1.9%以内 (長期) 1年超5年以内 年2.4%以内 5年超7年以内 年2.7%以内 7年超 年2.9%以内 又は制度所定変動金利 ※2	年0.450%~1.900%	(短期) 運転資金・設備資金 1年以内(据置6か月以内を含む) (長期) 運転資金 7年以内(据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内(据置1年以内を含む)	
	設備強化支援資金 ★	5年以内 年2.2%以内 5年超10年以内 年2.4%以内 10年超 年2.8%以内 又は制度所定変動金利 ※2	年0.025%~0.750% (川崎市信用保証協会 最大年0.200%引下げ含む)	設備資金 15年以内(据置1年以内を含む)	
	短期継続資金 ★	金融機関所定金利 又は制度所定変動金利 ※2	年0.450%~1.900%	運転資金 1年以内(一括返済に限る)	
	協調支援型特別資金 ★ NEW!!	中小企業者 2億8,000万円 協同組合等 4億8,000万円	(短期) 1年以内 年1.9%以内 (長期) 1年超5年以内 年2.4%以内 5年超7年以内 年2.7%以内 7年超 年2.9%以内 又は制度所定変動金利 ※2	年0.230%~1.430%	運転資金 10年以内(据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内(据置3年以内を含む) ※運転設備資金の場合は設備資金と 同様の期間
小規模事業資金	小規模事業資金 ★	3,500万円	3年以内 年2.2%以内 3年超5年以内 年2.4%以内 5年超 年2.5%以内	年0.383%~1.710%	運転資金・設備資金 8年以内(据置1年以内を含む)
	短期サポート型 ★	2,000万円	年1.6%以内	年0.225%~0.950%	運転資金・設備資金 1年以内(据置6か月以内を含む)
	小口サポート型 ★	2,000万円	年1.8%以内		運転資金・設備資金 5年以内(据置1年以内を含む)
三二 ★	300万円	年1.7%以内	運転資金 4年以内(据置6か月以内を含む)		
小規模事業資金 ★・△	2,000万円	3年以内 年1.8%以内 3年超5年以内 年2.0%以内 5年超8年以内 年2.1%以内 8年超 年2.2%以内	年0.450%~1.100%	運転資金・設備資金 10年以内(据置1年以内を含む)	
経営安定資金	不況対策資金(5年型)	3,000万円	年1.7%以内	年0.383%~0.950%	運転資金・設備資金 5年以内(据置1年以内を含む)
	不況対策資金(10年型)	8,000万円	年1.9%以内		運転資金・設備資金 10年以内(据置1年以内を含む)
	危機対策資金	2億8,000万円	年1.9%以内	年0.400%	運転資金・設備資金 10年以内(据置2年以内を含む)
	災害対策資金	8,000万円	年1.9%以内	年0.450%~0.950%	運転資金・設備資金 10年以内(据置1年以内を含む)
	激甚災害対策資金	2億8,000万円			年0.450%
	伴走支援型 経営力強化資金	1億円	年1.8%以内	一般枠(4~9月) 年0.135%~0.525% 一般枠(10月~3月) 年0.225%~0.875% セーフティネット枠 年0.383%	運転資金 5年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 7年以内 (据置1年以内を含む) ただし、本資金によって保証付きの既往 借入金借換える場合は10年以内 (据置1年以内を含む)
	借換支援資金	2億8,000万円	年2.0%以内	年0.450%~1.900%	運転資金 10年以内(据置1年以内を含む)
	条件変更改善型 借換資金		10年以内 年2.0%以内 10年超 年2.5%以内		運転資金 15年以内(据置1年以内を含む) 新規融資を含む場合、据置は2年以内
	企業再建資金	2億8,000万円	年2.7%以内	年0.225%~1.100%	運転資金・設備資金 10年以内(据置1年以内を含む)
	経営改善サポート型 企業再建資金 △		10年以内 年2.2%以内 10年超 年2.7%以内		年0.340%又は年0.400%
産業立地促進資金	運転資金 2億8,000万円 設備資金 20億円	運転資金 年2.4%以内 設備資金 年2.5%以内 新川崎A地区・殿町3丁目地区への 進出の場合は、運転資金・設備資金 ともに年2.3%以内	保証付きの場合 年0.450%~1.900%	運転資金 7年以内(据置1年以内を含む) 設備資金 15年以内(据置1年以内を含む)	
	企業立地促進資金	2億8,000万円	年2.3%以内	年0.225%~0.950%	運転資金 7年以内(据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内(据置1年以内を含む)
創業支援資金	アリーステージ 対応資金 △	3,500万円	年2.1%以内 又は制度所定変動金利 ※2	年0.000% (川崎市信用保証協会 年0.300%引下げ含む) ※一部の対象者は 年0.450%~1.900%	運転資金 7年以内(据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内(据置1年以内を含む) ※市内設備に限る
	女性・若者・シニア 起業家支援資金 △		年2.0%以内 又は制度所定変動金利 ※2	年0.000% (川崎市信用保証協会 年0.300%引下げ含む)	
	スタートアップ創出促進資金 △		年2.1%以内 又は制度所定変動金利 ※2	年0.500%	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (いずれも据置1年以内を含むが、金融機関 のプロパー融資と同時に実行又はプロパー 融資残高がある場合は据置3年以内とする)
流動資産担保資金	2億5,000万円	年2.3%以内	年0.340%	運転資金・設備資金 1年以内	
事業承継特別保証資金	中小企業者 2億8,000万円 協同組合等 4億8,000万円	年1.8%以内	年0.000%~0.950%	事業資金 10年以内(据置1年以内を含む)	

※1 ★印の資金については、「SDGs・脱炭素化取組支援資金」の取扱いが可能です。  
 ※2 変動金利の「短プラ」とは、金融機関が1年以内の融資をする際の最優遇金利等で、金融機関によって異なります。  
 ※3 特定非営利活動法人(NPO法人)の方が利用できない資金は、(△)印で示してあります。  
 ※4 信用保証料の上乗せで経営者保証が不要となる「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用できる場合があります。

## 生活資金貸付のお知らせ

## 川崎市勤労者生活資金貸付制度

## 申 込 資 格

- ① 市内に1年以上在住し、同一事業所に引き続き1年以上勤務している勤労者
  - ② 市内の同一事業所に引き続き1年以上勤務している勤労者
  - ③ 3年以上前から、引き続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内在住者（確定申告を3年間行っている方）
- ※③に該当しない事業主及び公務員は除きます。  
※返済能力等について中央労働金庫の審査があります。

## 使 途

- |                 |                 |                      |
|-----------------|-----------------|----------------------|
| ① 本人または親族の冠婚葬祭費 | ② 本人または同居家族の医療費 | ③ 子供の高校・大学等の教育費      |
| ④ 耐久消費財の購入費     | ⑤ 旅行・余暇活動等の費用   | ⑥ 自己研修及び職業能力開発に要する費用 |
| ⑦ 育児・介護休業に要する費用 | ⑧ 住宅の増改築・修繕費用   | ⑨ 賃金の遅配・欠配時の生活費用     |
| ⑩ その他（自動車等）     |                 |                      |
- ※借入金の借り換え（③を除く）及び事業資金には利用できません。  
※④及び⑤は年収700万円以上の方はご利用いただけません。

## 貸 付 額

- 10万円～200万円（1万円単位）  
※自動車購入費を含む耐久消費財の購入費、旅行・余暇活動等の費用：10万円～100万円（1万円単位）  
※子供の高校・大学等の教育費、住宅の増改築・修繕費用、福祉車両購入費用：10万円～300万円（1万円単位）

## 返 済 期 間

10年以内

## 返 済 方 法

元利均等割賦返済

## 貸 付 金 利

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 子供の高校・大学等の教育費：年1.0% | 育児・介護休業に要する費用：年1.0%  |
| 住宅の増改築・修繕費用：年1.0%   | 賃金の遅配・欠配時の生活費用：年1.0% |
| 自動車購入費：年1.0%        | その他：年2.0%            |
- ※別に保証料がかかります。  
※半年ごとに金利の見直しを行います。

## そ の 他

申込多数により貸付総額に達した場合は、貸付を停止します。

【問合せ・ご相談】中央労働金庫 市内各支店

川崎支店 044-200-4321 ※川崎支店と川崎南支店は令和7年1月20日から統合し移転しました。

中原支店 044-733-0161 ※新百合丘出張所は令和6年7月22日から中原支店と統合しました。

【所管】川崎市 経済労働局 労働雇用部 電話 044-200-2271

秘密厳守  
相談無料

## 労働相談等のお知らせ

## ●一般労働相談 &lt;来所・電話相談&gt;

解雇・退職・雇止め、賃金・労働時間等の労働条件、職場のハラスメントなどの労働問題や労使関係について、パート・派遣労働者を含め、働く方や事業主の方からの相談に応じます。

日時 月曜日から金曜日まで(祝日、休日、年末年始は除く。)  
9時～17時(12時から13時は除く。)

会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県



## ●弁護士労働相談 &lt;事前予約制&gt;

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償等の労働問題に関連する高度な法律問題について、専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日時 令和7年4月22日(火) 13時30分～16時30分(1人40分以内)  
原則、毎月第4火曜日(平日のみ)

会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県/川崎市

## ●夜間労働相談 &lt;事前予約制&gt;

日中の相談が困難な方のために、職員が相談に応じます。電話またはホームページにてご予約ください。

日時 令和7年4月17日(木) 17時～19時30分(1人45分以内)  
原則、毎月第3木曜日(平日のみ)

会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県/川崎市

【問合せ・申込み】 かながわ労働センター川崎支所

川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階 JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩5分  
電話 044-833-3141 FAX 044-833-0180

## 川崎市商工業優良組合役員表彰及び川崎市商工業従業員永年勤続者表彰のご案内

川崎市では、業績が優良な組合の役員としてその指導育成に尽力した功労者及び市内事業所に永年にわたり勤務し、功績顕著な従業員の市長表彰式を、令和7年7月30日(水)(予定)、川崎市産業振興会館にて行います。

表彰の対象となる組合役員及び従業員の推薦を次のとおり受け付けますので、該当する組合及び団体からの推薦をお待ちしています。

## 【優良組合役員表彰】

- ・市内に主たる事務所を有する事業協同組合、商店街振興組合等のうち、優良な組合等の役員
- ・役員歴10年以上の役員

## 【従業員永年勤続者表彰】

- ・市内同一事業所に在勤している、原則、中小企業基本法第2条に定める中小企業者の従業員
- ・商業・サービス業・情報通信業：勤続15年以上
- ・建設業・運輸業・工業：勤続20年以上
- ※原則、対象業種の団体に属していること

推薦期間 令和7年4月上旬～5月上旬(予定)

\* 過去に表彰された方は対象外となりますので、ご了承ください。

\* 応募等に関する詳細は、4月上旬に川崎市ホームページにて公開いたします。

【問合せ】川崎市 経済労働局 経営支援部 経営支援課  
メール 28keiei@city.kawasaki.jp

電話 044-200-3126 FAX 044-200-3920

ハローワークの支援内容をもっと知っていただくためのウェブサイト  
「ハローワーク特設サイト」を開設しました

厚生労働省は、求職者を対象に、ハローワークの支援サービスを分かりやすく紹介した「ハローワーク特設サイト」を開設しました。

ハローワークは、年間の求職登録者数が約450万人、新規求人数約1,000万人を有し、求職と求人とのマッチング支援を全国500か所以上で行っている国の機関です。また、ハローワークインターネットサービスでは、求人情報などをスマートフォンやパソコンで閲覧することができ、月間約7,000万件のアクセスがあります。

新たに開設したこの特設サイトでは、「仕事を探す人のハローから、フォローまで。」をキャッチコピーに、仕事を探している方や就職について悩みをお持ちの方が、ハローワークを気軽にご利用いただけるよう、「応募書類作成」や「面接のアドバイス」、「就職活動に役立つセミナーの開催」、「職業訓練の受講案内」など、ハローワークで受けることができるサービス内容について説明しています。ぜひご利用ください。



仕事を探す人の  
ハローから  
フォローまで

ハローワーク特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/hellowork>



ハローワークインターネットサービス  
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

## 動画版「これってあり?～まんがが知って役立つ労働法Q&amp;A～」を作成しました

～就職やアルバイトをする学生向けに、労働に関する基本ルールを分かりやすく解説～

厚生労働省は、労働法に関する疑問と解説を分かりやすくまとめた学習教材「これってあり?～まんがが知って役立つ労働法Q&A～」をより多くの方にご覧いただくことを目的に、本教材の動画版を作成しました。この動画は、1月10日から、厚生労働省のウェブサイトや公式YouTubeチャンネルで公開されています。

「これってあり?まんがが知って役立つ労働法Q&A」は、就職やアルバイトをする際に最低限知っておいてほしい労働に関するルールをまとめたものです。学生・生徒の皆さまに興味を持ってもらえるよう漫画を取り入れ、分かりやすさを重視して作成しています。2015年に公開して以来、毎年全国の高校等に冊子を配付し、学校関係者を中心に幅広く活用されてきました。

今回作成した動画版については、冊子版と合わせて幅広く活用いただけるよう、公式YouTubeチャンネルにも掲載されていますので、ぜひご覧ください。

## 動画版「これってあり?～まんがが知って役立つ労働法Q&amp;A～」の概要

この動画は14のQ&Aと1つのコラムで構成されています。全体を通して視聴できる全体版と、Q&Aごとに視聴できる分割版に分かれています。

第1章：働き始める前に知っておきたいこと  
(Q 1～3)

第2章：働く時のルール  
(Q 4～12)

第3章：仕事を辞めさせられるとき、辞めるとき  
(Q13～14)

コラム：働く人のための相談窓口



## 視聴先

厚生労働省ウェブサイト

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/mangaroudouhou\\_dougaben.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/mangaroudouhou_dougaben.html)

厚生労働省YouTubeチャンネル

[https://www.youtube.com/watch?v=2-E8g\\_ut4uo](https://www.youtube.com/watch?v=2-E8g_ut4uo)



## 高齢者雇用安定法の改正について

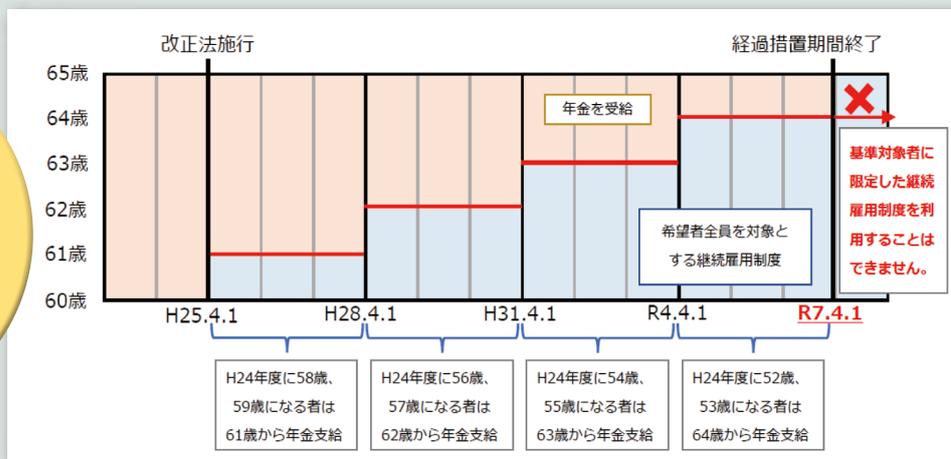
### ～「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止～

急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されています。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、現在は経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていますが、その経過措置は令和7年3月31日をもって終了します。そのため、令和7年4月1日以降は、高齢者雇用確保措置として、以下のいずれかの措置を講じる必要があります。

※経過措置の終了によって、令和7年4月1日以降、65歳までの定年の引き上げが義務になるわけではありません。

- 定年制の廃止
- 65歳までの定年の引き上げ
- 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入



なお、経過措置終了前の就業規則において、経過措置終了後には希望者全員を65歳まで継続雇用する旨が定められていない場合は、経過措置終了に伴い、就業規則の変更が必要となります。ご不明点がございましたら、都道府県労働局やハローワークにご相談ください。

【問合せ】 神奈川県労働局 職業安定部 職業対策課

電話 045-650-2801

ハローワーク川崎 雇用保険適用課（高齢者雇用継続等に関する問合せ）

電話 044-244-8609（部門コード21＃）

ハローワーク川崎北 雇用指導官（高齢者・障害者の雇用管理相談等）

電話 044-777-8609（部門コード32＃）



高齢者雇用安定法の改正  
（厚生労働省ウェブページ）

## 東芝労働組合小向支部が募金を寄附

### 労働団体活動レポート

2月6日（木）に東芝労働組合小向支部（幸区）の熊谷秀朗執行委員長らが本庁舎を訪れ、「原爆被爆者のために」という趣旨で組合員から募った11万円を寄附しました。この寄附は市の原爆被害者への支援事業に使われます。東芝労働組合は平成2年から毎年、市への寄付を続けており、今年で35回目、総額は542万円になりました。

市長から感謝の意を表して感謝状を贈呈した後、東芝グループの研究開発新棟「イノベーション・パレット」の執務環境や最近の職場勤務、在宅勤務の動向などについて懇談しました。



## 令和7年4月

### I-1 労働市場（神奈川県、川崎市）

\* 1月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.90倍で前年同月と同水準となりました。

\* 1月の川崎市内の有効求人倍率は、0.82倍で前年同月に比べ0.04ポイント下回りました。

年月	項目	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
		川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和3年度平均		8,517	6,279	14,796	89,478	8,112	13,502	21,614	112,132	1.05	0.47	0.68	0.80
令和4年度平均		9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和5年度平均		9,390	7,273	16,664	98,257	7,735	12,269	20,003	107,997	1.21	0.59	0.83	0.91
令和6年	8月	8,830	6,899	15,729	98,607	8,156	12,603	20,759	108,906	1.08	0.55	0.76	0.91
	9月	9,334	6,802	16,136	97,409	8,176	12,288	20,464	108,641	1.14	0.55	0.79	0.91
	10月	10,112	6,916	17,028	102,623	8,375	12,494	20,869	110,419	1.21	0.55	0.82	0.91
	11月	9,887	6,761	16,648	102,190	8,234	12,248	20,482	107,881	1.20	0.55	0.81	0.91
	12月	9,341	6,556	15,897	101,173	8,031	11,654	19,685	102,872	1.16	0.56	0.81	0.91
令和7年	1月	9,309	6,792	16,101	100,145	8,065	11,677	19,742	103,442	1.15	0.58	0.82	0.90
資料出所		川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川県労働局職業安定部「労働市場月報」											

(注1) 労働市場は新規卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。

(注2) 神奈川県内の数値について、毎年、新季節指数を適用し、前年度数値の一部を改定する。

(注3) 川崎（川崎公共職業安定所（川崎南部））の数値には、川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区を含む。

(注4) 川崎市内の数値について、令和6年4月実績から、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数を含む。

### I-2 労働市場（全国）

\* 1月の完全失業者数は163万人、完全失業率は2.5%となりました。一方、有効求人倍率は1.26倍で、前年同月に比べ0.01ポイント下回りました。

年月	項目	完全失業者（全国）		完全失業率(%)	有効求人倍率
		万人	前年比	全国	全国
令和4年平均		179	-7.2	2.6	1.28
令和5年平均		178	-0.6	2.6	1.31
令和6年平均		176	-1.1	2.5	1.25
令和6年	8月	175	-11.0	2.5	1.24
	9月	173	-9.0	2.4	1.25
	10月	170	-5.0	2.5	1.25
	11月	164	-5.0	2.5	1.25
	12月	154	-2.0	2.5	1.25
令和7年	1月	163	0.0	2.5	1.26
資料出所		総務省統計局「労働力調査」 厚生労働省「一般職業紹介状況」			

(注) 全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値

### II 業種別労働災害発生状況

\* 令和7年1月の労働災害発生状況は、前年比1件減の26件となりました。

業種	区分	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
				件数	前年比(%)
製造業		2 (0)	3 (0)	-1	-33.3
建設業		1 (0)	2 (0)	-1	-50.0
運輸業		7 (0)	8 (0)	-1	-12.5
第三次産業		14 (1)	12 (0)	2	16.7
鉱業、農林業 畜産・水産業		2 (0)	2 (0)	0	0.0
総計		26 (1)	27 (0)	-1	-3.7
資料出所		神奈川県労働局（川崎南・川崎北労働基準監督署）			

(注1) 休業4日以上の死傷者数、( )内は死亡者数で内数

死傷者数は労働者私傷病報告、死亡者数は死亡災害速報から集計。

(注2) 当該発生状況は、令和7年1月1日から労働者死傷病報告の電子申請化に伴い、従来の統計締日の一部変更

(注3) 第三次産業は、「小売業・社会福祉施設・飲食店・清掃と畜業・その他」の合計

### III 関連指標（全国、神奈川県、川崎市）

\* 1月の川崎市消費者物価指数は、109.5となり、前年同月に比べ3.4ポイント上回りました。

P：速報値

年月	項目	常用労働者賃金（円）		総実労働時間数（時間）		所定外労働時間（時間）		消費者物価指数				鉱工業生産指数		倒産状況		
		県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和3年平均		370,372	368,450	136.5	142.3	11.4	11.6	99.4	-0.6	99.8	-0.2	106.7	105.4	4	30	503
令和4年平均		367,534	379,498	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	110.3	105.4	5	34	536
令和5年平均		386,313	386,640	137.8	143.8	12.4	12.1	104.5	3.0	105.6	3.3	111.3	104.0	6	43	724
令和6年	8月	340,046	327,096	133.6	138.3	11.2	10.8	107.7	3.0	109.1	3.2	99.3	99.7	5	51	723
	9月	333,662	326,714	136.1	139.5	12.1	11.5	107.5	2.4	108.9	2.7	113.7	101.3	5	43	807
	10月	338,946	328,293	140.5	146.7	12.4	12.2	108.2	2.2	109.5	2.4	111.3	104.1	6	50	909
	11月	347,685	344,743	141.6	146.4	12.9	12.1	108.6	2.9	110.0	3.1	124.4	101.8	9	49	841
	12月	775,694	741,317	138.2	142.2	12.6	11.7	109.2	3.4	110.7	3.9	P118.6	101.6	7	41	842
令和7年	1月		P332,594		P135.5		P11.2	109.5	3.4	111.2	4.3		P100.5	4	46	840
資料出所		県：統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国：厚生労働省「毎月勤労統計調査」				全国・市：総務省統計局「消費者物価指数」				県：統計センター「工業生産指数月報」 全国：経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県：金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国：東京商工リサーチ「企業倒産状況」				

(注1) 鉱工業生産指数は（県：平成27年、全国：令和2年）を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。

(注2) 消費者物価指数は令和2年を100とする。

(注3) 倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡及変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

年次有給休暇は、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とし、原則として、労働者の請求した時季に与えることとされています。年次有給休暇は自由に取得できるものですが、同僚への気兼ねや上司への申出に対するためらいなどから、取得率の低迷が続いていました。平成31年4月以降、年10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、会社が時季を指定して取得させることが義務付けられています。今回は、年次有給休暇に関連する質問を3例、ご紹介します。

※詳しい内容については、下の厚生労働省リーフレットやお近くの労働基準監督署にお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001138970.pdf>



すでに年5日以上有給休暇を取得済みの労働者にも、時季を指定して取得させる必要はありますか？



ありません。すでに年5日以上有給休暇を請求・取得している労働者に対して、会社が時季指定することはできません。



年次有給休暇は、半日単位や時間単位で取得できますか？



会社が半日単位や時間単位での取得を認める制度を設けている場合に限り、取得できます。年次有給休暇は1日単位で取得することが原則ですが、労働者が希望し、会社が同意した場合、1日単位の取得の妨げとならない範囲で、半日単位で与えることが可能です。半日単位での取得を認める場合は、半日の定義を明確にするなど、就業規則に記載し、ルールを明確にしておくといでしょう。また、労使協定を結べば、年5日を限度として、時間単位で年次有給休暇を与えることも可能です。年次有給休暇の請求権の時効は2年です。前年度に取得されなかった年次有給休暇は翌年度に繰り越されますが、時間単位の取得が可能なのは繰り越し分を含めて最大5日までです。なお、時間単位の年次有給休暇については、使用者による時季指定の対象とはなりません。



会社は「繁忙期だから」という理由で、年次有給休暇の取得を拒否することはできますか？



年次有給休暇は労働者の権利であり、基本的には取得を拒否することはできませんが、会社側にも業務運営の都合があるため、事業の正常な運営を妨げる場合には、時季変更権を行使し、労働者に別の日への変更を求めることができます。時季変更権とは、労働者が指定した日に年次有給休暇を取得することが事業の正常な運営を妨げる場合に、会社が取得日を変更するよう求める権利です。ただし、「繁忙期だから」「代わりの人がいないから」といった一般的な理由だけでは、会社による時季変更権の行使は認められにくいとされています。

川崎市では労働相談を実施しています。詳しくは川崎市労働相談案内ページをご確認ください▶▶



編集後記

春と聞くと、皆さまは何が思い浮かぶでしょうか。私は真っ先に「桜」が思い浮かびます。桜は、卒業や退職といった別れの後の新しい季節の始まり、新たなスタートを連想させ、いつも新たな挑戦をするきっかけを与えてくれます。

私の思い出としては、2年前、年末から年始にかけ、新型コロナウイルス感染症に感染し、熱が下がった後も、咳が長く続いたことで、肋骨にヒビが入ってしまい、泣く泣く予定していたお花見をキャンセルしました。楽しみにしていたお花見には参加はできませんでしたが、部屋の窓からゆっくりと散る「さくら」を見ることで、美しさの中に切なさや哀愁を感じ、希望や期待感が沸きあがってきたのを覚えています。

私にとって印象に残っている思い出ではありますが、桜の美しさを満喫しながら食べる花見団子や花見弁当は格別なので、今年は「労働情報編集チームのお花見大会」に参加できるよう、健康第一でいきたいと思います。皆さまも健康に気をつけて、頑張りましょう。

～あなたの素晴らしい技術・技能は川崎市の財産です～



かわさきマイスター

# 川崎市内最高峰の匠 「かわさきマイスター」を募集します!

川崎市では、極めて優れた技術・技能を発揮して、産業の発展や市民生活を支える「もの」を作り出す現役の技術・技能職者を「かわさきマイスター」として認定し、素晴らしい匠の技術の奨励・継承、後継者の育成に取り組んでいます。これまでに工業や衣・食・住など生活にかかわる、83職種129名の「かわさきマイスター」を認定しています。自薦・他薦を問わず、長年技術・技能を研鑽されてきた素晴らしい職人の方々を募集します。

## 1. 応募期間 (予定)

令和7年4月1日(火)～5月30日(金)【必着】

## 2. 応募条件 (応募時点)

- (1)市内に1年以上在住または在勤している現役の優れた技術・技能職者
- (2)年齢40歳以上、応募職種に25年以上従事している方

## 3. 応募方法

所定の応募用紙にて次の住所へ郵送または持参  
※応募用紙は川崎市ホームページからダウンロード、または次の住所にて配布

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所 本庁舎 9階  
川崎市経済労働局労働雇用部 技能奨励担当

## 4. 選考の流れ

- (1)調査・選考 6月下旬から9月下旬まで  
(応募者の作業現場への訪問調査や選考委員会の開催)
- (2)認定者発表 11月～12月上旬(予定)

## 5. 主な認定特典

- (1)認定証、報奨金、記念品の授与
- (2)各種広報誌・川崎市ホームページへの掲載、報道機関へのPRなど
- (3)各種イベント(川崎市主催その他)への出展支援



## <令和6年度認定かわさきマイスター>



えんどう ひでひと  
**遠藤 豪人氏**  
職種：機械設計・製作  
有限会社伊藤工業  
(高津区)



すずき ひろし  
**鈴木 宏氏**  
職種：無電解ニッケル  
めっき表面処理  
株式会社ブラザー  
(川崎区)



にしまさや  
**西 雅也氏**  
職種：温間・冷間圧延  
加工  
リカザイ株式会社  
(中原区)



はしもと だいすけ  
**橋本 大輔氏**  
職種：左官  
株式会社白壁屋  
(麻生区)



まつばやし しげる  
**松林 繁氏**  
職種：スタッド溶接  
有限会社マスト  
(川崎区)

【問合せ】川崎市 経済労働局 労働雇用部 技能奨励担当  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市役所 本庁舎 9階  
電話 044-200-2242

かわさきマイスター

検索

かわさきマイスターウェブサイト▶



# かわさき 労働情報

Kawasaki Labor Information

第2172号 令和7年4月1日発行  
編集・発行 川崎市経済労働局労働雇用部  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
電話 044-200-3653 FAX 044-200-3598  
メール 28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができません。そのため、転居先不明による返送が増えております。ご転居される際には、編集・発行者まで、電話・FAX・メールのいずれかの方法にてご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。